

2006年5月27日(土)、著作権法学会は、「著作者人格権」について研究会を行った。そこでのいくつかの論点について、考えたことを書いてみたい。

## 1. 同一性保持権の保護利益

### (1) 著作者人格権の保護利益

私は、そもそも著作権法が認める「著作者人格権」がなぜ必要なのか、民法上の人格権とどう違うのか、よく分からない。

京都大学の潮見教授が名誉権と人格権の峻別という視点を提示された。両者とも、広義の人格権に入るものであるが、名誉権と(狭義の)人格権の峻別によって、それぞれの保護対象とその保護の必要性が明確となる。名誉権は人の社会的評価を保護し、(狭義の)人格権は私的生活領域の平穏と人格の自由な展開を保護する。

著作者人格権のうち、公表権(著作権法18条)は、著作者が未だ公表していない著作物をいつどのように公表するかをコントロールすることのできる権利である。いまだ公表されていない以上、当該著作物はいまだ著作者の私的生活領域に存在するので、私的生活領域の平穏(狭義の人格権)が公表権保護の根拠となることは理解しやすい。

つぎに、著作者人格権のうち、氏名表示権(著作権法19条)は、著作物への氏名の表示をコントロールすることのできる権利である。著作物への氏名の表示の有無によって著作者への社会的評価に影響を与えるので、名誉権が氏名表示権保護の根拠となることも理解しやすい。

最後に、著作者人格権のうち、同一性保持権(著作権法20条)は、著作者が著作物の改変をコントロールすることのできる権利である。同一性保持権の根拠は、名誉権でも(狭義の)人格権でも説明できそうにない。二次的著作物に対して、原著作物の著作者として氏名表示権が確保されていれば、名誉権が侵害されるとは思われない。また、著作者の私的生活領域から外部に出された以上、当該著作物への改変行為が著作者の私的生活領域の平穏に影響するとも、著作者の人格の自由な展開を妨げるとも、考えられない。たとえば、著作物の複製物が公衆に頒布されている場合に、それを手に入れた私が著作物に手を加えたもの(改変物)をつくって自分で遊んだとして、どれほど著作者の社会的評価を傷つけることや著作者の私的生活領域の平穏と人格の自由な展開を害することがあろうか。

以上のとおり、民法上的人格権の考え方からは、公表権や氏名表示権は説明できるが、同一性保持権は説明できないと思う。

## (2) 「人格の発露」の持つ意味

著作物は、作者の人格の発露である。しかし、著作物は、作者から独立した別個独立の存在であって、作者の人格そのものではない。著作物を取引の対象にしているのも、著作物が作者の人格そのものではないからである。

したがって、著作物自体を作者の人格と同視して、保護の根拠とすることはできない。たとえば、ヘーゲルが、発明や著作物に対してその創作者に排他的権利を認める根拠として、発明や著作物が創作者の人格の発露である点に求めているように、発明も、発明者の人格の発露である。著作物が作者の人格の発露であるがゆえに、その改変に対して人格的利益を有するのであれば、発明者は発明の改良に対して人格的利益を有するはずである。しかし、現在、発明が発明者の人格そのものであるかのように、発明者が発明の改良に対して人格的利益を有するとは、誰も考えない。ならば、著作物の改変に対して作者が人格的利益を有するとは考えるべきではないであろう。

はらはらと抜け落ちていく髪にいかの愛着を持っていようと、抜け落ちた髪はもはや身体の一部ではない。抜け落ちる前の髪を傷つければ、傷害の罪となるが、抜け落ちた髪を傷つけても、器物損壊の罪にしかない。これと同様に、著作物は人格の発露ではあっても、人の脳髄から身体の外に出れば、もはや人格そのものではない。人の脳髄の中にあるうちに著作物を外部から何らかの方法で改変を加えようとするれば、それは明らかに人格の侵害であるが、人の脳髄から身体の外に出た著作物に改変を加えても人格の侵害とはいえない。

もちろん作者は著作物に対して深い愛着を持っているであろう。しかし、そのような主観に安易に人格的利益を認めるべきではないと思う。したがって、著作物が作者の人格の発露であるということ自体も、その改変に人格的利益を認める根拠とはならない。

## (3) 同一性保持権の解釈

ベルヌ条約が同盟国に義務付ける同一性保持権は、作者の名誉・声望を害する改変を禁止する権利である。意に反する改変を禁止する内容の同一性保持権は、フランスやドイツの著作権法が依拠する、著作権の根拠を作者の人格に求める人格権論 (personality theory) の影響であろう。しかし、わが国著作権法は、著作権の譲渡や法人著作の概念を認めるなど、明らかにドイツやフランス流の人格権論には立っていない。わが国著作権法は、基本的には、著作物を財貨としてその創作・流通を促進することを目的とする制度 (incentive theory)

と解釈すべきであろう。意に反する改変を禁止する内容の同一性保持権がわが国著作権法に規定されているのは、ミステリーというよりも、わが国著作権法のパッチワーク的性格のゆえに相容れない制度が混入していると理解すべきであろう。同一性保持権に前述のとおり実質的根拠がないので、可能な限り狭く解釈すべきように思う。

## 2. 著作者人格権の不行使特約

立教大学の上野助教授から、著作者による同一性保持権に基づく同意権の行使について、「明確かつ具体的な同意」を限界とする解釈が紹介された。著作者人格権を重視する立場からこのような解釈を支持する方も多いように思われた。私のように著作者人格権について疑問を持つ立場からも、意見を表明しておく必要がある。

はじめに、「明確かつ具体的な同意」の意味するところを明確にしておく必要がある。「明確」な同意を要求することは、黙示の同意を排除する趣旨と思われる。また、「具体的」な同意を要求することは、現実に行われた改変に基づく事後の同意か、改変に対する事前の同意であれば改変内容が具体的に示してこれに同意することが必要という趣旨と思われる。

しかし、なにゆえ著作者による同意をこのように制限的に解釈する必要があるのだろうか。第1に、著作権法20条の同一性保持権は、著作者の意に反する改変を禁止しているが、それは著作物の改変に対して著作者にコントロール権を与えるものであろう。著作者が具体的に示された改変にしか同意する意思がない場合もあろうが、広く自由に改変してもらってもいいという意味を持つ場合もあるであろう。そのときに、広く自由に改変してもらってもいいという意味を、「具体的な同意」ではないから無効であるとするような解釈は、それこそ「著作者の意に反する」解釈である。著作者の意思を尊重していない。このような解釈をとるべき根拠があるとは思えない。「明確かつ具体的な同意」を求めることは一見著作者の意思を尊重しているように見えて、実はそうではない結果となる。そもそも権利者の意思に従った効力を否定しなければならないような、公益上の必要性が果たしてあるのか。「具体的な同意」でなければ公序良俗に反するという根拠があるとも思えない。

第2に、「具体的な同意」を求めて、改変に対する事前の同意であれば改変内容を具体的に示してこれに同意することが必要とすることは、現実的とは思えない。「具体的な同意」を要件とすれば、改変を希望する者は、具体的に改変を行ってこれに事後的に同意を求めるか、これに準ずるほど改変内容を詳細に具体化して事前の同意を求めることが必要となる。単純な改変であればこれも可能であろう。しかし、たとえば小説の映画化を考えれば、映画化することに多

大の時間と労力とそのための資金を要するので、一旦映画化した後で同意を求めるといふようなリスクの大きすぎることは、実行不可能である。また、小説から映画化までの間にはその過程で付け加わる要素と不測の要素が大きいので、改変内容を詳細に具体化して事前の同意を求めることは、事実上不可能である。すなわち、「明確かつ具体的な同意」を求めていたのでは、小説の著作者から小説を映画化するビジネスチャンスを奪う結果としかならない。「明確かつ具体的な同意」を求めることは、一見著作者の利益を尊重しているように見えて、実はそうではない。

同一性保持権が著作物の改変に対する著作者の意思を尊重するなら、神戸大学の島並助教授が指摘されていたとおり、「同意」の有無については民法の契約解釈と同じでいいはずであろう。